

大阪狭山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年(2018年)3月26日

大阪狭山市監査委員

北井末廣
徳村賢

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人

- 2 通知を受けた日
平成30年(2018年)3月14日

- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
平成30年(2018年)2月23日付け大狭監第2010号 公の施設の指定管理者
監査結果に関する報告
指定管理者 アクティオ株式会社
管理する施設 大阪狭山市立公民館
所管部局 教育部社会教育・スポーツ振興グループ

平成30年(2018年)2月23日付け大狭監第2011号 定期監査結果に関する
報告
教育部社会教育・スポーツ振興グループ

- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおり



大 狭 法 第 1 0 号
平成 3 0 年 (2018 年) 3 月 1 4 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
徳 村 賢 様

大阪狭山市長 古 川 照



定期監査及び公の施設の指定管理者監査の
結果に基づく措置の状況について (通知)

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 付 大 狭 監 第 2 0 1 1 号 による 定期 監 査 及 び 大 狭 監 第 2 0 1 0 号 による 公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査 の 結 果 に 基 づ き、 下 記 の と お り 措 置 を 講 じた の で、 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

監査指摘事項等に対する措置状況

【教育部社会教育・スポーツ振興グループ】

1. 定期監査

契約に係る事務処理について、情報公開条例に基づき、部分開示の取扱いに関する規定を遵守し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。

2. 公の施設の指定管理者監査

第三者への委託について、再委託業者から下請け業者への再々委託を行うにあたり、大阪狭山市立公民館の管理運営に関する基本協定書及び関係法令に基づき、第三者への委託の取扱いに関する規定を遵守し、再々委託をする場合には指定管理者に委託承諾願を提出させ、業務履行能力等を審査した上で再々委託業者への委託を承諾する書面を指定管理者に交付するなど、今後は適正な事務処理に努めてまいります。